

○南伊豆地域清掃施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第6号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆地域清掃施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第6号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分の通知)

第2条 任命権者を異にする職に併任されている職員について、懲戒処分を行った場合においては、当該処分を行った任命権者は、他の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(減給の算定)

第3条 減給の期間は、月を単位として表示し、その効力発生の日直後の給料の支給日から当該減給の月数に応じそれぞれの給料の支給日ごとに減給の割合による額を給与から減ずるものとする。

(停職期間の算定)

第4条 停職の期間は、日又は月を単位として暦日により計算するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。